

NO.	対象資料 ページ等	質問事項	回答
1	付属資料 1 2 ページ	(3)サービスの対価の構成に関して、一般的なPFI案件と同様に、公租効果、保険料及びエージェントフィーについては通常業務遂行上必要な経費であるため「その他」に含め、イ施設の維持管理・運営費の構成要素となりますか。若しくはイの構成要素にするか否かは提案事項となりますか。	事業遂行上必要となる経費を、サービスの対価のどの要素に含めるかは、事業者の提案によります。 サービスの対価の要素ア～ウの内容を判断の上、提案してください。 なお、公租公課については、特定事業契約書（案）第35条及び第83条をよく参照ください。
2	付属資料 1 6 ページ	工改定率に関して、施設の維持管理・運営費のうち 人件費について物価変動を以外の要因（例えば、雇用期間の長期化に伴う昇格等によるベースアップ）については、本改定率には含まれないので物価変動要因ではないという理解で間違いはありませんか。	お考えのとおりです。
3	付属資料 5 1 ページ	社会リスク/環境問題リスク/不測の事態等により生じた、又は当初予期できなかった土壌汚染に係わるものについては、不可抗力の場合に限って民間事業者も負担することになっていますが、民間事業者の負担は特定事業契約書(案)別紙4（不可抗力による合理的な増加費用及び損害負担）に基づくものという理解で間違いはありませんか。また、当該ケースは設計・建設期間中に限定されるという理解で間違いはありませんか。	民間事業者の負担は、特定事業契約書（案）別紙 4 によります。 また、当該ケースは、設計・建設期間中だけでなく、維持管理運営期間中も含まれます（付属資料 5 「共通」）。
4	契約書（案） 第 1 条	引渡日、開業日、実際のオープン日の関係についてご教示下さい。第 1 条においては引渡日の翌日が開業日と定義されていますが、工期短縮により（貴県の承諾を得）完工日及び引渡日が早まる場合には、開業日もH 2 2 年 3 月 1 日より以前の日となります。その場合には、早まった開業日にて実際に施設をオープンし、初日入園者を迎えることになるのでしょうか？この場合には開業日が早まった分、維持管理運営期間は増えることとなりますが、係るサービス対価も同様に増加日数分に応じてお支払い頂けるものと解釈して良いのでしょうか。	開業日は、花の時期や進入路等周辺整備の状況も踏まえ、平成 2 2 年 3 月 1 日としております。 事業者の費用負担による早期開業については協議に応じる用意があります。
5	契約書（案） 第34条、第35条	事業者からの完成届提出後、貴県による検査後、完工確認通知書を発行して頂くまでにどの程度の期間が必要とされるのでしょうか？また、事業者が貴県の完工確認通知書受領後から目的物引渡書を提出するまでに厳守しなければならない日数がございましたらご教示下さい。	完工確認で特段問題がなければ通常 1 週間程度で完工確認通知書を交付します。また、完工確認通知書の交付から目的物引渡書の提出日までの期間設定はありませんが、第 4 1 条の運営リハーサルや第 4 2 条の運営体制の確認等のスケジュールについても考慮の上、全体スケジュールを提案してください。
6	契約書（案） 第59条	第一回質問の回答に、No.24、28にスワップ契約の担保としてサービス対価を提供することはしないとありますが、SPCがプロジェクトファイナンスを受けるために必須となる担保提供は県に特段の不利益がない限り承諾いただけると考えてよろしいでしょうか。	SPCがプロジェクトファイナンスを受けるために担保提供が必須である場合に、SPCに融資を行う金融機関に対して、SPCが県に対して有する債権について担保提供を行うことの承諾の是非については、お考えの通りです。

NO.	対象資料 ページ等	質問事項	回答
7	契約書（案） 第59条、第84条 （第1回質問に対する 回答・5及び6）	「スワップ契約の担保として、当該債権を提供することを承諾する予定はありません。」というご回答ですが、事業者が保有する金利変動リスクを軽減を目的として事業者が金融機関と直接スワップ契約を締結する場合、事業者のスワップ契約上の債務をスワップ提供者である金融機関に対して担保する観点から、事業者が県に対して保有する債権を担保提供いただくことについてはどうぞご承諾ください。PFI案件全般について共通な問題としてPFI事業を唯一の収入源とするPFIにおける民間事業者にとって、他に担保として提供できる資産はなく、かつ業暦もないPFI事業者が無担保で金融機関から与信行為を受けることは不可能であることから、スワップ契約等のデリバティブの提供者に対して事業契約に係る債権の譲渡及び地位譲渡予約の契約を締結いただくことは一般的であることをどうぞご理解ください。	ご質問は、「変動金利で金融機関Aから融資を受ける事業者が、金利変動リスクの軽減を目的に、金融機関Bと金利スワップ契約を結ぶ際に、事業者が県に対して有する債権を、金融機関A・Bに対して担保提供し、金融機関A・B双方が担保権の設定を受けることを認めてほしい」という趣旨だと理解しました。この場合、事業者が自己の債務のために担保を提供する場面ですので、当該担保提供の承諾の是非について協議に応じる用意があります。
8	業務要求水準書 P 1 2（造園に関する 基本的要件） P 3 0（運営業務に関 する要求水準）	中心的なコレクションによる植栽は栽培管理・品種管理の効率化や会場面積の有効活用のため、地植え花壇のみではなく、品種によってはコンテナ植栽による季節展示の観賞方法が望ましい。コンテナ等による入替展示でも可能でしょうか。	コンテナ等による入れ替え展示も可能ですが、植物の学習や園芸文化の普及の点からは、地植で四季を通じた植物の状況や管理手法をみていただくことも必要と考えています。
9	業務要求水準書 P 1 3（造園に関する 基本的要件）	農業技術センターが保有する優良遺伝資源の保存展示は中心的なコレクションによる展示・観賞でない場合は、集約的に植栽するのではなく、フラワーゾーン全体の区画内での植栽することでも可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サルスベリは中心的なコレクションとして指定しております。マンサク、ツバキ、サザンカについては指定はありませんが、中心的コレクションとすることも可能です。</li> <li>・集約的に植栽するかどうかの義務付けはしていませんが、中心的なコレクションは園の特色ある植物となりますので、まとまりのある品種群として観賞いただくことも必要と考えております。</li> <li>・当該品種群以外の植栽については、中心的コレクションの樹種も含めて、フラワーゾーン全体の区画内での植栽も可能です。</li> </ul>
10	業務要求水準書 P 1 5（建築物に関する 基本的要件）	ア．花きの展示スペース「展示スペースの採光については、植物の生育に必要な自然光を入れられるようにするとともに50%の遮光ができるようにすること」とありますが、展示植物の育成に必要な環境を用意すれば、上記の条件を事業者の判断で変更することは可能でしょうか。	50%遮光ができれば夏期の展示植物のバリエーションは広がると考えております。維持管理運営期間終了後のこともありますので、展示スペースの設計の工夫、遮光率が段階的に変更できる装置あるいは遮光ネットを交換すれば50%遮光が可能な装置などにより、必要に応じて50%遮光ができるようにしてください。

NO.	対象資料 ページ等	質問事項	回答
11	業務要求水準書 P 1 5、P 4 3 ~ 4 4 (レストラン・売店事業)	空調や厨房は建築工事に入れサービスの対価に含まれるとあります。(15ページ)レストラン・売店は独立採算事業として光熱費を分けることになっておりますが、テーブルや椅子、その他食器やトレイなどについては事業者の負担で整備すると22ページにあります。いわゆる総事業費の中で考えることになりませんか?独立採算事業としたときはどこからどこまでを独立させた項目としたらよいでしょうか教えてください。また、造作家具の様な場合、それを建築工事として扱うのか、あるいはサービスの対価に含まれない事業者負担の扱いとするのか、何か明確な線引きがあれば教えてください。	レストラン、売店については、施設整備費はサービスの対価に含めますが、運営は事業者の当該事業収入で実施する(=独立採算、要求水準書P1)こととしておりますので、運営上必要なものは、備品等も含めサービスの対価には含めないという考え方です。従って、「事業者の負担で整備する」としているものは、サービスの対価には含まれません。ただし、造作家具などの施設の一部を構成する工事を伴う備品については、サービスの対価に含まれます(特定事業契約書(案)第63条参照)。
12	業務要求水準書 P 2 4	気づき体験ができる展示スペースの情報端末と情報提供スペースの情報端末を兼用することは可能でしょうか。	気づき体験ができる展示スペースと情報スペースを一つのスペース内に配置することは構いませんが、気づき体験のための情報探索機器(同時に2人が使用できる台数)と情報提供のための情報探索機器(図書等の検索に必要な台数)は、それぞれ整備してください。
13	業務要求水準書 P 2 4	毎年、雑誌15種、書籍50冊程度そろえることとありますが、雑誌のほかに50冊程度準備するという事によろしいでしょうか。初年度の計画についても、県より引き継ぐ2800冊にあわせて、雑誌15種、書籍50冊程度そろえるという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
14	業務要求水準書 P 3 9	情報誌、学校向け農業学習案内、事業概要について、配送費用の負担について、どのように考えればよいでしょうか。	配送費用は、サービスの対価に含まれます。ただし、神奈川県内の機関や市町村窓口、市町村立小中学校等については、必要があれば、県の庁内メール便の利用等の協力も可能です。
15	業務要求水準書 P 3 9	情報誌、学校向け農業学習案内、事業概要について、事業者側が負担する場合は、それぞれ何箇所程度に配付することになるのでしょうか。	配布箇所は、事業者の判断によりますが、次については、必ず配布してください。 ・情報誌：県や市の窓口や類似施設等 20箇所程度(各箇所に複数部数) ・学校向け農業学習案内：県内小学校(H17年度907校、うち公立は877校) ・事業概要：県や市の窓口や類似施設等 20箇所程度
16	落札者決定基準 P 5 ( 4 - ( 3 ) - )	第一回質問の回答に、No.49に「(収入のうち仮受消費税)サービスの対価 割賦代金相当分」については、平成21年度だけの計上になるとの記載がありますが、SPCが割賦料を延払い基準で処理する場合、対応する仮受消費税も期間にわたって分割処理されることとなります。その場合でも、提案書上は平成21年度だけの計上としなければならないのでしょうか。(但し、いずれの場合でも消費税率は施設引渡時の税率でFIX)	仮受消費税のうち、サービスの対価の割賦代金相当分について、平成21年度だけに計上することを求めているのは、維持管理・運営期間中の消費税率の変更のリスクを排除するためです。SPCは、法人税について法人税法第63条第1項を適用することにより、延払基準の方法により経理するとき、消費税についても、消費税法第16条第1項又は第2項の適用により、当該サービスの対価の割賦代金相当分の支払の期日の属する課税期間において当該サービスの対価に係る部分の資産の譲渡を行ったものとしてすることができます。しかしこの場合、消費税率は当該課税期間の税率が適用されることになり、税率変更の影響を受けることとなります。従って、消費税については平成21年度での計上を求めているものです。

NO.	対象資料 ページ等	質問事項	回答
17	様式集 様式 5 - 2 - 1、 5 - 2 - 2	これらの様式に必ず再委託企業を記入する必要がございますでしょうか。記入しないことで、審査における得点要素に影響があるのか否かをご教示下さい。	再委託企業については提案提出段階で決まっている範囲で記入してください。着実な事業実績や県内資源の活用の実現可能性が高いと判断されれば加点要素となります。
18	様式集 様式 5 - 2 - 1、 5 - 2 - 2	再委託企業は業務受託に関して、何らかの制約は受けるのでしょうか、ご教示ください。再委託企業の参加グループが落選した場合には、当該再委託企業は当選グループからも業務委託を受けられないのでしょうか。5 - 2 - 1に記載する事業配分率は、維持せねばならないのでしょうか。又、当選後に何らかの事由が起こった際に、再委託企業に業務を委託しないこともでしょうか。	委託先に関する県の承諾を得た場合は可能です。事業配分率は、事業の実現可能性の判断要素なので基本的に維持してください。ただし、再委託に関しては県の承諾が必要ですので、やむを得ない事由による変更等についてはその時点で協議します。
19	様式集 様式 6 - 6 - 4 (植栽リスト)	3.農業技術センターの優良遺伝資源に記入する品種数と数量は「添付資料4」農業技術センターが所有する提供可能な優良遺伝資源に記入してある品種数・数量の内、提案書の植栽計画で使用する品種数と数量を記入することでよいでしょうか。使用する品種数・数量の中でコレクション展示として使用する品種数・数量はその内数の範囲内で記入することでよいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 6 - 6 - 4 の 3 ではサルスベリ、マンサク、ツバキ、サザンカについて植栽する品種数、本数（サルスベリ、マンサクは全て、ツバキ、サザンカはできる限り）を記載し、中心的なコレクションとして位置付ける（サルスベリは必須）場合には備考にその旨を記載してください。</li> <li>・品種数、数量は設置場所毎に別段に記載してください。</li> <li>・設置場所（エリア）については植栽図と対比して判るよう記載（例：Bのサルスベリ園、入口正面花壇）してください。なお、中心的なコレクションは様式 6 - 6 - 4 の 1 に再掲してください。</li> <li>・様式 6 - 6 - 4 の 1 への再掲については、4 や 5 の項目についても中心的コレクションとする場合は同様です。</li> </ul>
20	様式集 様式 7 - 2 - 3	類似施設業務実績の中に、最近の入場者数を記載することになっておりますが、入場者数を非公開にしている施設がある場合、未記入でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
21	様式集 様式 8 - 6 - 2	事業者の責による契約終了時の対応策に関して、『サービスの対価のうち、本件整備費相当額の残額の10%の資金の確保』とありますが、引渡日以降の解除の場合は特定事業契約書（案）第69条において、『県は、事業者に対して、サービスの対価のうち本件整備費等相当額の残額の100分の90に相当する金額を支払うものとする。』と規定されておりますので、事業者は県への違約金支払資金として特段の資金を確保する必要はないものと存じます。何か当方理解に相違がございますか。	違約金の支払資金についてはその通りですが、事業者の責により契約が解除になった場合、県の支払額は実際にかかった本件整備費の残額の100分の90となりますので、不足する100分の10に相当する金額の確保についての考え方を問うています。



NO.	対象資料 ページ等	質問事項	回答
22	様式集 様式 8 - 7 - 2	本様式内で使用されている「選定事業者」、「民間事業者」、「民間業者」及び「事業者」の定義の違いをご教示ください。	すべて「本件事業に関して落札者の設立する本件事業の遂行者」を指します。ただし、「リスク分担者」欄で説明している「事業者」は、「応募者又はグループ構成員（＝「構成員」）」、「応募者又はグループ構成員からの委託先等、又は以外のSPCからの委託先等（＝「構成員以外」）」、「本件事業に関して落札者の設立する本件事業の遂行者（＝「SPC」）」を指します。また、「デフォルトリスク」欄の「リスクの内容」の3つめ「無許可での民間事業者の交代・・・」での「民間事業者」は、「SPCからの委託先等（構成員を含む）」を指します。
23	様式集 様式 8 - 7 - 4	収入回復のための対応策については、その時点での収入減少の原因及び各種対応策のコスト対効果等により、実際に取るべき対応策は異なります。したがって、本様式において現時点で考え得る対応策をご披露することは問題はありませんが、本様式に記載した対応策を取ることが義務とはならないという理解で間違いはありませんか。	様式には実施が可能な対策を記載してください。運営開始後、想定される事態が生じた場合には、関係者協議会で協議を行い、記載いただいた対策の中から有効な対策を選択するあるいは長期にわたる事業ですのでその時点でさらに有効な対策があれば講じていただくことになります。
24	様式集 様式 8 - 11 - 3	項目について、利用料金等収入とありますが、利用料金ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。誤りですので訂正いたします。
25	様式集 様式 8 - 11 - 3 他	単位について、単位：円とありますが、千円単位での記述はお認め頂けますでしょうか。	積算を千円単位で行うことは可能です。ただし、単位：円とあるものについては、記載は円単位にしてください。
26	様式集 様式 8 - 11 - 4	備考10について、積立金は様式 8 - 8 - 1...とありますが、8 - 8 - 2ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。誤りですので訂正いたします。
27	その他	入札説明会での質疑において、入札書類提出後、審査委員会において参加事業者にはヒアリングを行う予定があるとのことでしたが、ヒアリングの実施時期はいつ頃を予定されているのでしょうか？日時や参加事業者から必要なヒアリング出席メンバーをご教示下さい。	10月中旬を予定していますが、詳細については後日、各グループの代表企業にお知らせします。